

南房総市新型インフルエンザ等対策行動計画

(改定案 素案)

平成26年8月
令和8年 月 (改定)

南房総市

目次

第1	はじめに	- 1 -
1	計画策定の経緯	- 1 -
2	今般の計画改定	- 3 -
3	新型コロナの対応経験	- 3 -
第2	新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項	- 5 -
1	目的及び基本的な戦略	- 5 -
2	実施上の留意点	- 5 -
(1)	平時の備えの整理や拡充	- 6 -
(2)	感染拡大防止と社会経済のバランスを踏まえた対策の切替え	- 6 -
(3)	基本的人権の尊重	- 7 -
(4)	危機管理としての特措法の性格	- 8 -
(5)	関係機関相互の連携協力の確保	- 8 -
(6)	高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応	- 8 -
(7)	感染症危機下の災害対応	- 9 -
(8)	記録の作成や保存、公表	- 9 -
3	対策推進のための役割分担（県行動計画より）	- 9 -
(1)	国の役割	- 9 -
(2)	県の役割	- 10 -
(3)	市の役割	- 11 -
(4)	医療機関の役割	- 11 -
(5)	指定（地方）公共機関の役割	- 11 -
(6)	社会福祉施設等の役割	- 11 -
(7)	登録事業者の役割	- 12 -
(8)	一般の事業者の役割	- 12 -
(9)	個人の役割	- 12 -
4	行動計画の対策項目と横断的視点	- 13 -
(1)	対策項目	- 13 -
(2)	横断的視点	- 14 -
5	感染症対応のシナリオ	- 16 -
6	時期ごとの対応の特徴	- 16 -
第3	各対策項目の考え方及び取組	- 18 -
1	実施体制	- 18 -
(1)	準備期	- 18 -
(2)	初動期	- 24 -
(3)	対応期	- 25 -
2	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 27 -

(1) 準備期	- 27 -
(2) 初動期	- 29 -
(3) 対応期	- 31 -
3 まん延防止	- 33 -
(1) 準備期	- 33 -
(2) 初動期	- 34 -
(3) 対応期	- 35 -
4 ワクチン	- 36 -
(1) 準備期	- 36 -
(2) 初動期	- 41 -
(3) 対応期	- 45 -
5 保健	- 50 -
(1) 準備期 ～ (2) 初動期	- 50 -
(3) 対応期	- 51 -
6 物資	- 52 -
(1) 準備期	- 52 -
(2) 初動期 ～ (3) 対応期.....	- 53 -
7 市民生活及び市民経済の安定の確保	- 54 -
(1) 準備期	- 54 -
(2) 初動期	- 56 -
(3) 対応期	- 57 -
用語集	- 61 -
資料集	- 65 -

第1 はじめに

1 計画策定の経緯

国は、平成17年（2005年）、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、千葉県（以下「県」という。）においても、同年11月に「千葉県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

その後、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づく行動計画とするため、国は平成25年（2013年）6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を策定し、県では同年11月に「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を策定した。

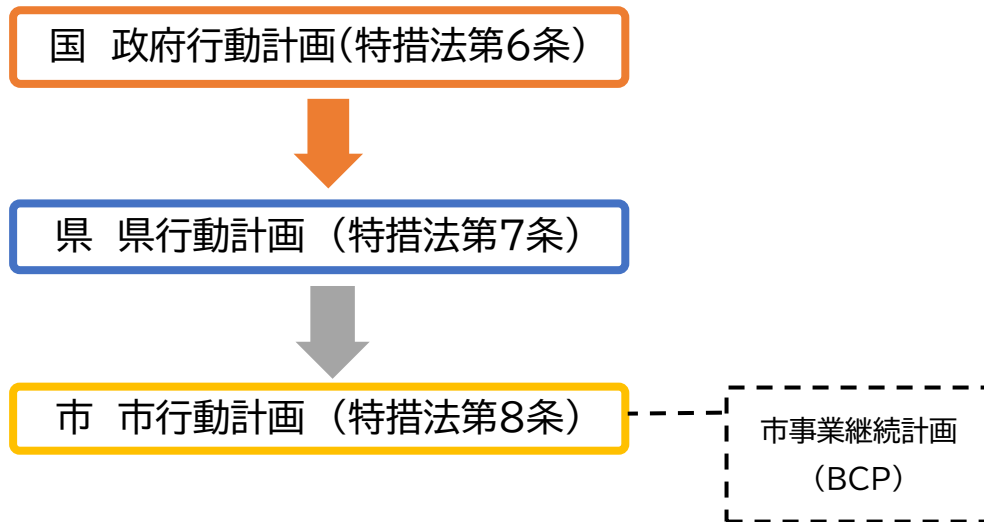
本市においては、特措法に市町村計画の策定が義務付けられたため、平成26年（2014年）8月に「南房総市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定した。

市行動計画は、政府行動計画及び県行動計画を踏まえた本市における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものであり、市行動計画を基にマニュアル等を作成するなど、具体的な対応を図るものとする。また、新型インフルエンザ等の感染症拡大の有事には全庁が一体となって対策を実施する。

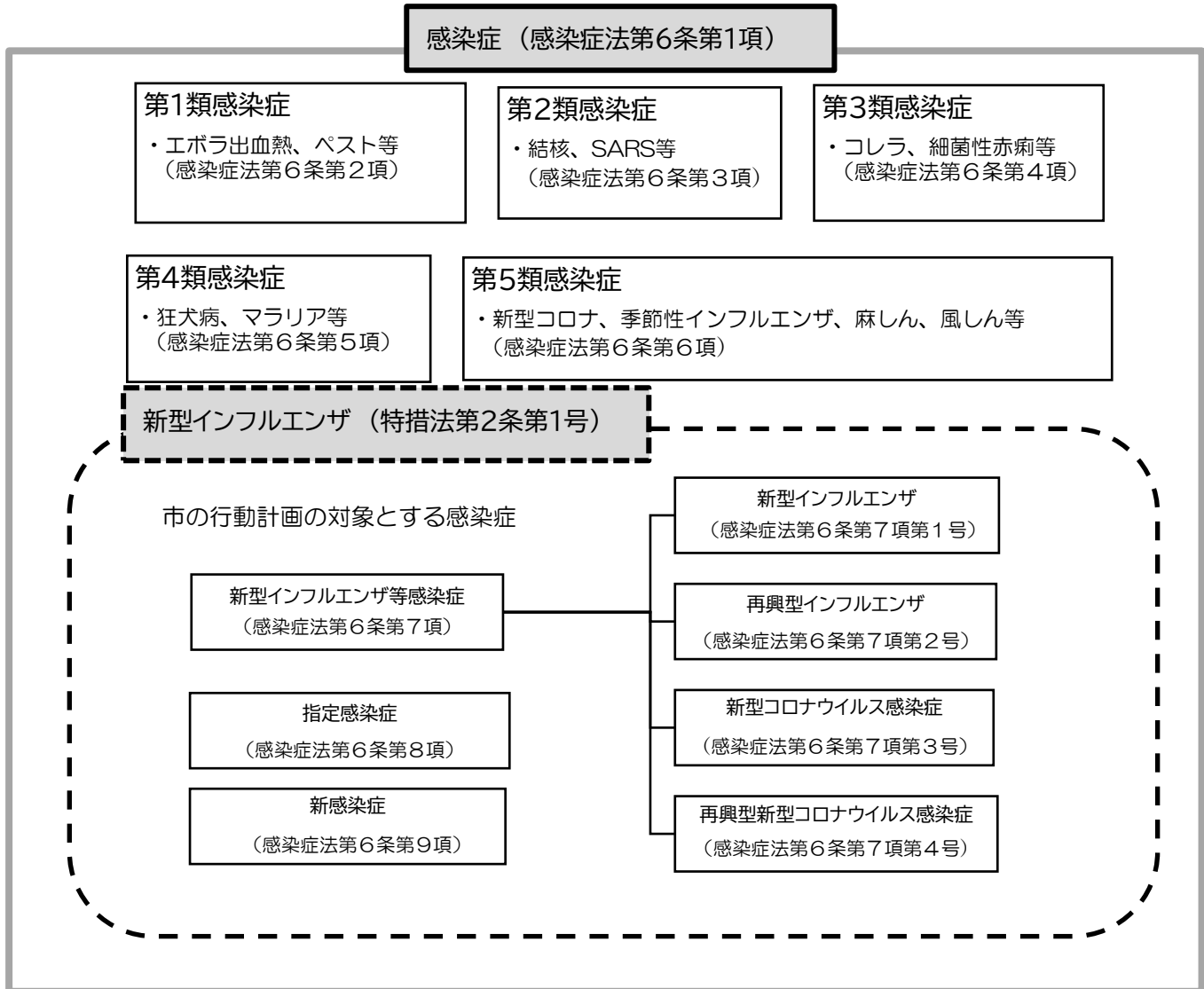
なお、市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は以下のとおりとする。

- ・感染症の予防及び患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第6条第8項に規定する指定感染症で、当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの

市行動計画の位置づけ<イメージ図>



感染症法及び特措法における感染症分類<イメージ>



2 今般の計画改定

平成29年（2017年）9月、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標量の変更等のため、政府行動計画が改定され、これを受け、平成30年（2018年）2月には県行動計画が改定された。

令和4年（2022年）の感染症法改正により、平時から有事に備えた検査体制や医療提供体制等の構築の準備が推進されたことや、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）への対応を踏まえ、令和6年（2024年）7月、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、政府行動計画の抜本的な改定が行われ、令和7年（2025年）3月、県行動計画についても抜本的な改定が行われた。

本市においても、政府行動計画及び県行動計画の改定に基づき、新型コロナ対応を踏まえ、中長期的に感染拡大と収束を繰り返す感染症を含めた幅広い呼吸器感染症に対応できるよう、本行動計画を改定することとした。

3 新型コロナの対応経験

令和元年（2019年）12月末、中国・武漢市で肺炎が集団発生し、翌月令和2年（2020年）1月9日、新型コロナによるものであるとWHOが発表した。同月16日、国内で初めて新型コロナ関連の肺炎患者（武漢市滞在歴有）の確認が発表された。

市では、同月31日に新型コロナの発生状況についての情報共有や感染対策等の体制整備に努めるべく、「南房総市健康危機管理対策本部（以下「市対策本部」という。）」を設置した。同年4月8日に政府の緊急事態宣言を受け、市対策本部から移行させる形で新型コロナ対策の総合的な推進を図るため、特措法に基づく「南房総市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「市コロナ対策本部」という。）」を設置した。

新型コロナウイルスワクチンが承認された場合に、速やかに接種可能な体制を整理するため、令和3年（2021年）3月1日に、新型コロナウイルスワクチン接種班を健康支援課保健予防室内に設置した。

市対策本部及び市コロナ対策本部は、新型コロナの感染症法上の位置づけが5類感染症に変更される令和5年（2023年）5月8日までに、計30回開催された。その間、政府対策本部による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）」（複数回変更）を踏まえ、感染者数の増減（令和4年（2022年）8月本市最大新規感染者数：1,292人／月）や変異株（デルタ株・オミクロン株等）の流行を繰り返す中で、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置への対応、市民等や事業者への支援、感染対策の推進、情報発信、ワクチン接

種の実施、業務の見直し・改善等、様々な対応を行った。

医療を提供する公立病院での対応では、南房総市立富山国保病院（以下「富山国保病院」という。）は、令和2年2月にダイヤモンドプリンセス号の乗客を県の要請で陽性患者1名受入れしたのをはじめとして、同年4月からは富山国保病院が安房圏域での感染症指定医療機関に指定されていたことなどから、公立病院の責務として一般患者の受入れを制限し、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるための専門病院として転換することを決断し、県の重点医療機関として当初20床を受入れることとし、その後全床をコロナ感染症用病床（51床）とし、令和5年5月まで重点医療機関として患者を受入れた。

受入れにあたっては、亀田総合病院及び安房地域医療センターの感染症専門医師の指導のもと、感染者への対応の講習等を受け、医師、看護師などがゾーニングなど感染症の重要な対応について学び、患者の受入れを行った。

今般、3年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が市民の生命及び健康だけではなく、経済や社会生活を始めとする市民生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。

新型コロナ対応では、全ての市民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなり、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

第2 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

1 目的及び基本的な戦略

病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康並びに市民生活及び市民経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭におき、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的及び基本的な戦略として対策を講じていく。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - 基本的な感染対策などの周知協力を通じて感染拡大を抑えて、市民の健康を保護するとともに、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や国が行うワクチン製造等のための時間を確保する。
 - 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化策に協力しながら、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
 - 地域での感染対策や通勤・出勤形態の工夫等により、欠勤者等の数を減らす。
 - 南房総市新型インフルエンザ等対策事業継続計画（以下「事業継続計画」という。）の作成や実施により、医療の提供又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

2 実施上の留意点

市は新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令及び市行動計画又は事業継続計画に基づき、県と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に向け、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下のアからオまでの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立する。

ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

イ 初発の感染事例発生時における初動体制の整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が県内、市内及び近隣市町で発生した場合も含め、安房保健所から連絡を受けた際は、市として速やかに初動対応に動きだせるように体制整備を進める。

ウ 関係者や市民への普及啓発と訓練等を通じた点検や改善の実施

感染症対策に携わる関係者や市民に、感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、訓練の実施等を通じて、平時の備えについての点検や改善を行う。

エ 医療提供体制、リスクコミュニケーションなどの備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、平時から医療提供体制の確保やリスクコミュニケーション等の取組を進める。

オ 情報の有効活用、人材育成等

医療関連情報の有効活用、対策に取り組む市職員等の人材育成、国・県との連携体制の構築等を推進する。

(2) 感染拡大防止と社会経済のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健全であることを確保することが重要である。このため、以下のアからオまでの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じる。なお、対策の切替えは国・県の対応方針に沿って実施する。

ア 可能な限り科学的根拠に基づく情報の収集

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染症の発生状況等、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集及び適時適切なリスク評価の仕組みが国・県により構築されるので、市はその状況を把握し、市民に周知する。

イ 医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置
有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。国や県のリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

ウ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え
県は、病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況変化や社会経済等の状況に合わせて、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。市は、県に合わせて、市内の対策を講じる。

エ 対策項目ごとの時期区分
柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に
応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の
対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

オ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有
対策に当たっては、市民等の理解や協力を得るための配慮が重要である。この
ため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識について、様々な年代の市民等
の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。特に、まん延
防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が講じられた場合に
は、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容と科学的根
拠を分かりやすく発信する。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する
こととし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民等の自由と権
利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施す
るため必要最小限のものであることを周知し、協力を求める。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提と
して、リスクコミュニケーションの観点からも市民等に対して十分説明し理解を

得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民等の安心をできる限り確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、感染性や病原性の程度や、ワクチン・治療薬等が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、千葉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、必要に応じて、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

県は、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、以下の内容を踏まえ、平時から検討する。施設は業務継続計画に基づき、有事に備えて準備を行うものとしている。

- 協力医療機関や嘱託医と連携した、施設や各運営法人等による自主的な体制の構築
- 研修や訓練等を通じた、施設職員の感染拡大防止に係る知識や認識の向上
- 感染対策に係る情報提供や感染状況を踏まえた必要な支援等を速やかに行うための連絡体制の強化
- 感染防止対策に係るマニュアルやチェックリスト等の作成や周知

(7) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保、避難所における感染対策、自宅療養中の方の避難のための情報提供等体制整備を進める。感染症危機管理下で地震等の災害が発生した場合には、市は安房保健所と連携し、地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養中の方への情報提供、避難支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存、公表

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

3 対策推進のための役割分担（県行動計画より）

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国はWHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

国は、新型インフルエンザ等及びこれらに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチン、診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び当該閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策

を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県の役割

国が定める基本的対処方針に基づき、県域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として感染症対策の中心的な役割を担い、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関して、主体的な判断と対応を行う。

平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関若しくは医療機関又は宿泊施設等と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制や宿泊療養体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。

また、県は成田国際空港、千葉港及び木更津港を擁しており、全国で最も早く患者が発生する可能性があるほか、患者発生後も国際的な往来の継続に対応する必要がある。感染拡大を可能な限り抑制し、流行のピークを遅らせるためにも、検疫所を始めとする関係機関と平時から連携する等、患者発生以降に行うまん延防止対策を適切に実施するための体制を整備する。

これらにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される千葉県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）等を通じ、予防計画、医療計画、健康危機対処計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。

さらに、県は、地域の健康危機管理体制の充実強化を図ることを目的に、保健所を中心とした関係機関間の連携を強化するため、地域の専門職能団体、市町村、警察、消防及び医療機関等で構成される地域健康危機管理推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、有事の際の適切かつ迅速な情報交換等を可能とするべく、平時からの地域におけるネットワークづくりを推進する。

その他、平時から衛生研究所等や感染症指定医療機関等、高い専門性を有する関係機関間の連携の強化に努める。

これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

国内外に限らず新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置されたときは、県は直ちに、県対策本部を設置し、県対策本部会議を通じて、迅速かつ的確な対策を実施していく。具体的な対策の検討に当たっては、必要に応じて、専

門部会を設置し、専門的立場からの意見を聴く。また、本部会議を円滑に行うため、千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議を開催し、庁内各部局間の情報共有と連携を図る。

さらに、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策の実施を支援する。なお、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行うほか、近隣都県とも連携を図り、必要に応じて国へ要望を行うなど、県域における新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を果たすため、あらゆる手段を講じる。

(3) 市の役割

住民に最も近い行政単位として、住民に対する情報提供やワクチンの接種、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、適切かつ迅速に行うため、特措法に基づいた行動計画を策定し、地域の実情に応じた必要な対策を推進する。また、対策の実施に当たっては、県、安房保健所及び近隣市町等と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平時から地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定に積極的に取り組み、研修や訓練を通じて適宜見直しを行うこと及び連携協議会や推進会議等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 社会福祉施設等の役割

社会福祉施設等においては、感染や重症化しやすいグループが共同生活を送っていることから、施設管理者、従業員及び施設利用者が正しい知識を理解し、平時から感染予防策を講ずることで、施設内への持ち込みを防ぐことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、積極的な感染拡大防止策を講ずると共に、

患者への早期対応や重症化した際の対応可能な医療機関への移送等、施設利用者の安全を確保する必要がある。

各施設においては、「急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針」に基づいて、施設内に感染症対策委員会を設置し施設内の感染対策の指針を策定する等、組織的に対応できる体制の構築に努める。

(7) 登録事業者の役割

特措法に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、業務継続計画を策定し、平時から従業員への感染対策の実施等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、業務継続計画を実行し、可能な限り、その業務を継続的に実施するよう努める。

(8) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要がある。

(9) 個人の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、基本的感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、国内、県内及び市内の発生状況や国、県、市町村等が実施する具体的対策等についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染予防や感染拡大を抑えるために個人でできる対策を実施するよう努める。

4 行動計画の対策項目と横断的視点

(1) 対策項目

市行動計画は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」と及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

① 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、市全体の危機管理に関わる問題として取り組む必要がある。このため、本市は、県及び近隣市町等と連携を図り一体的な取組を行うことが求められ、また、危機管理として保健・福祉関係の部門のみならず、すべての部署が協力する全庁一体的となった取組が求められる。

政府から新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出されたときは、措置への対応や、それまでの対策を踏まえた上で全庁が一体となった対策をより強力に推進する必要があるため、速やかに、南房総市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年3月21日条例第4号）に基づき、市長を本部長とする市対策本部を設置する。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、県、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化するために、市民や事業者から、国・県が行うまん延防止対策への理解・協力を得るよう努める。

④ ワクチン

新型インフルエンザ等のワクチン接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつなげる。

新型インフルエンザ等のワクチン接種に当たっては、県や公益社団法人安房医師会（以下「安房医師会」という。）等の関係機関と連携し、接種体制を構築する。

⑤ 保健

市は、安房保健所から協力依頼があった場合、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察を行う。また、市は安房保健所からの情報共有に基づき、患者等に生活支援を行い、市民の生命及び健康の保護につなげる。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、市においても備蓄等を行う。

⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があることから、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

(2) 横断的視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の3つの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

① 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

② 県、安房保健所及び近隣市町等との連携

国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行い、市は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等を実施する。また、県、安房保健所及び近隣市町等との連携体制を構築していく。

③ DXの推進

近年取組が進みつつあるDX（Digital Transformation）は、ICTやAIなどデジタル技術の進展とともに新型インフルエンザ等の発生状況等の迅速な把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるなど、新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療DXを含め、感染症危機対応に備えたDXを推進していくことが不可欠である。

市では、今後国が行うDX推進のための様々な取組に協力することとし、今後の感染症危機に備える。

5 感染症対応のシナリオ

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることが想定される。市は時期ごとの対応の特徴も踏まえ、国が定める基本的対処方針及び県が定める対処方針に基づき感染症危機対応を行う。

各対策項目を設定する際には、次の3期に分けた構成とする。

各業務の担当部署については、初動期は、対応期を見据えて対応する必要があることから、初動期であっても班名で記載している。(ただし、内容によって明らかに課が特定される業務については、初動期以降対応期であっても課名を記載している。)

【準備期】 予防や平時の準備に関すること

【初動期】 感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間。

対応期を見据えた体制で取り組む必要があることから、平時の業務にない業務の担当は、市対策本部の事務分掌に基づく班名で記載する。

【対応期】 国の基本的対処方針が定められて以降。市は特措法に基づき、市対策本部を設置する。

6 時期ごとの対応の特徴

具体的には、5感染症対応のシナリオを踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

時期	対応の特徴
(A) 初動期 市対策本部を設置することを検討し、国や県と連携しながら対応する時期	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
(B) 対応期 封じ込めを念頭	政府対策本部及び県対策本部設置後、国内(県内)での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状

<p>に対応する時期</p>	<p>について限られた知見しか得られていない中で、国が定める基本的対処方針も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。</p>
<p>（C-1）対応期 病原体の性状等 に応じて対応す る時期</p>	<p>感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえてリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。</p>
<p>（C-2）対応期 ワクチンや治療 薬等により対応 力が高まる時期</p>	<p>ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。</p>
<p>（D）対応期 特措法によらな い基本的な感染 症対策に移行す る時期</p>	<p>ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。</p>

第3 各対策項目の考え方及び取組

1 実施体制

(1) 準備期

ア 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係部局の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係部局間の連携を強化する。

イ 所要の対応

1-1 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。(健康推進課)

1-2 市の行動計画等の作成や体制整備・強化

① 市は、国及び県の支援の下、市行動計画を作成・変更する。市は、行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。(健康推進課)

② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において、強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、国及び県の支援の下、事業継続計画を作成・変更する。市の事業継続計画については、県や安房保健所の業務継続計画との整合性にも配慮しながら作成する。(健康推進課)

③ 市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。

④ 市は、国や県等による研修も活用しつつ、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成等を行う。(総務課)

- ⑤ 富山国保病院は、感染症医療と通常医療との両立を念頭に置きつつ、平時から感染症に関する訓練や研修を行う他、診療継続計画を策定しておく。(富山国保病院)

1-3 関係機関との連携強化

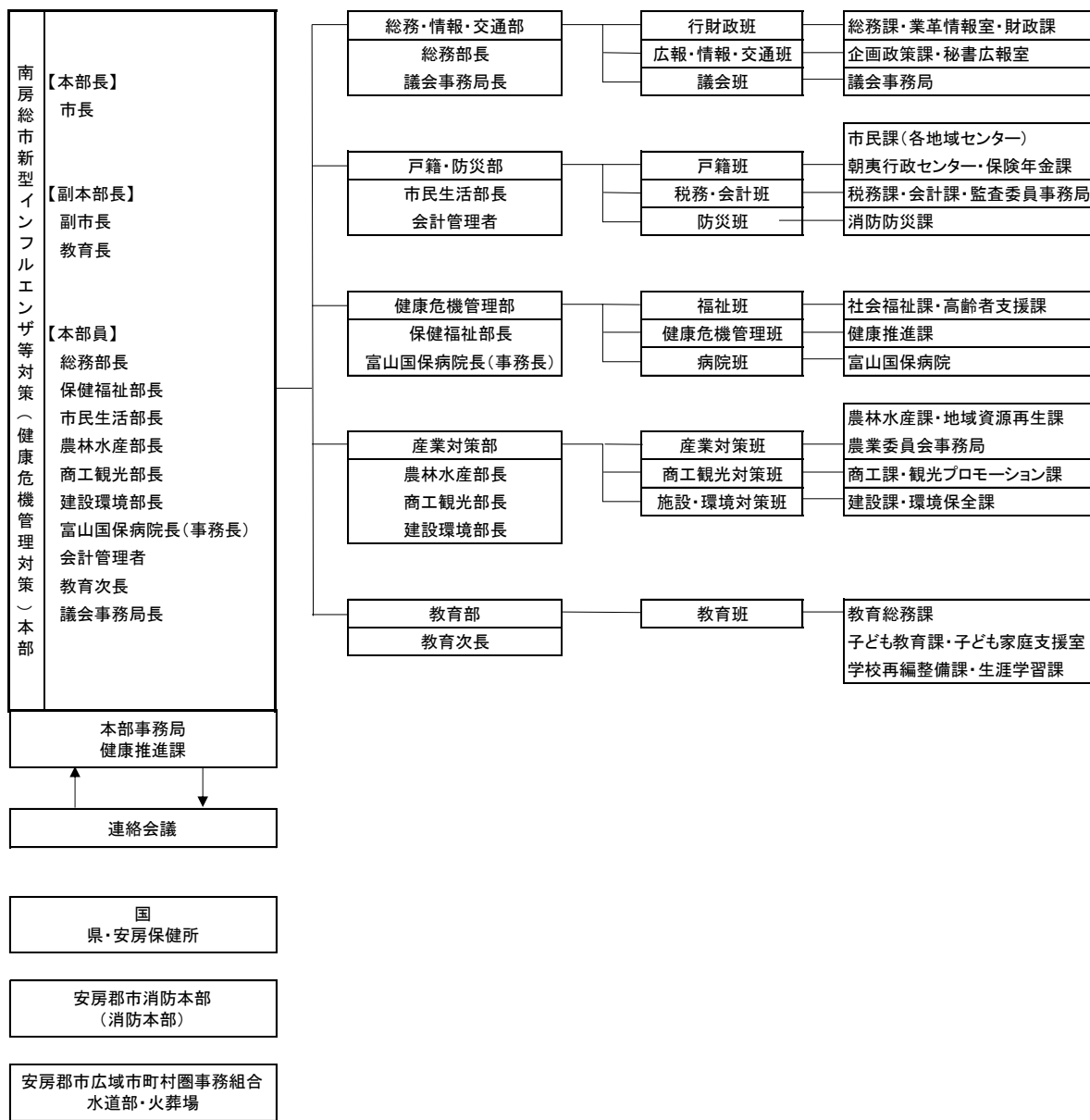
- ① 市は、県、安房保健所、近隣市町及び安房医師会等と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び情報伝達訓練等を実施する。(健康推進課)

- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県や市内関係団体及び関係機関と平時からの情報交換等を始めとした連携体制を構築する。(健康推進課)

1-4 組織体制

市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするためには、全庁あげての対応が求められる。新型コロナ対応時の課題等を参考に設置する対策本部の体制と役割分担の案は次のとおりである。

南房総市新型インフルエンザ等対策(健康危機管理対策)本部の体制



部局名	分掌事務
共通事務分掌	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部・各対策部との連絡調整の支援に関すること ・所管施設の利用者等の感染防止対策に関すること ・所管施設の臨時的な閉鎖に関すること ・その他、市対策本部からの指示事項等に関すること
総務・情報・交通部 (広報・情報・交通班)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民への広報に関すること(広報、ホームページ、SNSによる広報等) 2 外国人に対する情報提供に関すること 3 報道機関に対する情報提供に関すること 4 市バスの運行及び感染予防に関すること 5 公共交通情報の把握に関すること 6 公共交通機関の連絡調整に関すること 7 各部における共通事務分掌
総務・情報・交通部 (行財政班)	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の健康状況の把握に関すること 2 職員への情報提供に関すること 3 職員等の特定接種に関すること 4 職員の公務災害補償等に関すること 5 職員の4割が出勤不可の場合の職員の確保に関すること 6 職員の4割が出勤不可の場合の業務優先順位の検討に関すること 7 特定の業務が増大したときの組織見直しに関すること 8 特定の業務が増大したときの組織見直しに伴う、職員の配置に関すること 9 予算措置・確保に関すること(国・県等との調整を含む) 10 公共施設の使用制限や休館措置の調整に関すること 11 物資等の調達に関すること 12 車両の管理及び配車、燃料の確保に関すること 13 特定の業務が増大したときの組織見直しに伴う、執務室等の確保及び設備整備に関すること 14 各部における共通事務分掌
総務・情報・交通部 (議会班)	<ol style="list-style-type: none"> 1 議員との連絡調整に関すること 2 議員及び議会事務局職員の特定接種に関すること 3 各部における共通事務分掌
戸籍・防災部(戸籍班)	<ol style="list-style-type: none"> 1 火葬・埋葬体制の保持に関すること 2 遺体の一時安置保管に関すること 3 埋葬許可証及び火葬許可証の交付に関すること 4 各部における共通事務分掌

戸籍・防災部(防災班)	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防関係機関の協力要請に関すること 2 救急車による適切な患者搬送について (患者搬送は保健所が実施) 3 感染症対策物資の備蓄に関すること 4 地域安全の保持に関すること 5 安全安心メールに関すること 6 各部における共通事務分掌
戸籍・防災部(税務・会計班)	<ol style="list-style-type: none"> 1 税務・収納窓口に関すること 2 支払い業務継続に関すること 3 各部における共通事務分掌
健康危機管理部(福祉班)	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者福祉施設、高齢者施設等における感染予防対策に関すること 2 要配慮者(障害者、高齢者等)の支援に関すること 3 生活保護受給者の状況確認と支援に関すること 4 民生委員・児童委員との連携に関すること 5 各部における共通事務分掌
健康危機管理部(健康危機管理班)	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等対策本部の設置及び運営に関すること 2 新型インフルエンザ等の対策に係る国、県及び他市町村との情報の収集及び連絡調整に関すること(情報の一元化) 3 安房保健所・安房医師会・安房薬剤師会、近隣市町等との連絡調整に関すること 4 抗インフルエンザ薬及びワクチン等に関する県及び安房保健所との連携に関すること 5 予防接種(職員以外の特定接種・住民接種)に関すること 6 感染症予防知識の普及啓発に関すること 7 相談窓口の設置に関すること 8 個人防護具(マスク、手袋、防護服等)及び消毒液の備蓄等に関すること 9 各部における共通事務分掌
健康危機管理部(病院班)	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症医療の提供に関すること 2 院内感染防止対策に関すること 3 医療資機材の確保に関すること 4 各部における共通事務分掌
産業対策部(産業対策班)	<ol style="list-style-type: none"> 1 家きんにおけるサーベイランスの強化に関すること 2 異常家きんの早期発見・早期通報の徹底に関すること 3 家きんに関する防疫体制・輸送に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> 4 養鶏関係者への感染防止体制の周知に関する事 5 食品・農作物等への風評被害に関する事 6 衛生物資、救援・支援物資の搬入・管理に関する事 7 各部における共通事務分掌
産業対策部(商工観光対策班)	<ul style="list-style-type: none"> 1 生活関連物資の買占めに対する啓発・情報提供及び便乗値上げ・売惜しみに対する調査・指導に関する事 2 消費生活相談への対応に関する事 3 事業者等に対する生活関連物資等の価格及び供給の安定に関する事 4 事業者の感染防止対策及び被害調査に関する事 5 観光施設等の感染防止対策に関する事 6 観光事業者等の感染防止対策に関する事 7 旅行者への情報提供に関する事 8 道の駅等への出入りの制限及び閉鎖に関する事 9 各部における共通事務分掌
産業対策部(施設・環境対策班)	<ul style="list-style-type: none"> 1 感染性廃棄物の処理に関する事 2 廃棄物の収集・運搬、処理体制の維持・確保に関する事 3 ごみの適正排出等の指導啓発に関する事 (感染性廃棄物の適正排出の啓発を含む) 4 道路の交通規制に関する事 5 各部における共通事務分掌
教育部(教育班)	<ul style="list-style-type: none"> 1 保育所、幼稚園、認定こども園等における園児・職員等の健康状態の把握に関する事 2 保育所、幼稚園、認定こども園等における感染予防啓発及び休業対策に関する事 3 市管轄の学校及び幼稚園における臨時休業等に関する事 4 小中学校の児童・生徒・職員等の健康状態の把握に関する事 5 学校給食における安全対策に関する事 6 各部における共通事務分掌

(2) 初動期

ア 目的

新型インフルエンザ等が県内外で発生し又はその疑いがある場合には、市の危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて市健康対策本部や南房総市健康危機管理連絡会議(以下、「市連絡会議」という。)を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

イ 所要の対応

2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 特措法に基づき、政府対策本部が設置された場合や県対策本部が設置された場合において、市は、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。(行財政班)

- ② 市は、必要に応じて、「(1) 準備期」1-2 を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。(全部局)

2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、対策に要する経費について国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債(市債)を発行することを検討し、所要の準備を行う。(行財政班)

(3) 対応期

ア 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

イ 所要の対応

3-1 基本となる実施体制の在り方

市は、政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1 対策の実施体制

- ① 市は、国や県等から収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。(全部局)
- ② 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。(行財政班)
- ③ 富山国保病院は、感染症医療と通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療を提供できるように、病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応する。(健康危機管理部)

3-1-2 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。(行財政班)
- ② 市は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため、必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。(行財政班)
- ③ 新型インフルエンザ等の住民接種を行う見込みとなった場合には、住民接種を行うための部署を新たに設置する。(行財政班)

- ④ 安房保健所からの職員の応援派遣要請を受けた際には、速やかに対応する。
(行財政班)

3-1-3 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。(行財政班)

3-2 まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の検討等について

これらの措置の実施に係る考え方等については「3 まん延防止」の記載を参照する。

3-2-1 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言が発出された場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、市内の緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するために、必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。(市対策本部、健康危機管理班)

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示)がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

ただし、本部長が全庁として継続して対応が必要と認めるときには、市健康危機対策本部として継続することができる。(市対策本部、健康危機管理班)

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

(1) 準備期

ア 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理する。

イ 所要の対応

1-1 平時における市民等への情報提供・共有

以下の取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等の認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

1-1-1 感染症に関する情報提供・共有

市は、平時から国及び県と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を活用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、関係各課が連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。（健康推進課、社会福祉

課、高齢者支援課、教育委員会等)

1-1-2 県との間における感染状況等の情報提供・共有について

市は安房保健所からの依頼により新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に協力を求められることや、生活支援を行う可能性があることから、市長は支援を要する患者等に関する情報など、県知事が必要と認める情報の提供を受けることがある。この情報提供に関して、県からの申し出により取り決めを行う。(健康推進課)

1-1-3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。(健康推進課)

(2) 初動期

ア 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、市は、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

イ 所要の対応

市は、国及び県から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、市内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、市民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。

2-1 情報提供・共有について

2-1-1 市における情報提供・共有について

感染拡大に備えて、市民等が適切に判断・行動できるよう、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた感染拡大防止に資する情報の発信及び感染者・家族の人権を守るための啓発を行う。

その際、個人の感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発及び冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい情報提供・共有を行うよう努める。(広報・情報・交通班)

2-1-2 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

新型インフルエンザ等のまん延を防止するために、県は、新型インフルエンザ等の患者等に対し、健康観察や自宅等からの外出をしないことその他の協力を求めることができる。市は、この期間の健康観察、物資の提供等の日常生活の支援の実施について、県から協力を求められることがある。

市は、県に協力するために必要があると認める場合には、新型インフルエンザ等感染症の患者に関する情報その他の情報の提供を求めることができる。(健康危機管理班、福祉班)

2-1-3 市関係団体の情報共有

市は、国や県からの情報を確認し、必要に応じて安房医師会等関係団体や近隣市町と情報共有の機会を設け、市の取り組みへの協力を要請する。(健康危機管理班)

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 国・県からの情報を提供するだけでなく、SNSの動向や市に寄せられた意見、広聴事業等を通じて、市民等の反応や関心を把握し、その時の市民ニーズに合致した情報を提供しよう努める。(広報・情報・交通班)

- ② 国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。(健康危機管理班)

(3) 対応期

ア 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

イ 所要の対応

市は、国及び県から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、市内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしながら、市民等に対し、初動期に引き続き、以下のとおり情報提供・共有を行う。

3-1 情報提供・共有について

3-1-1 市における情報提供・共有について

① 市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めには個人差が大きいことから、市ホームページやSNSなどインターネットを活用するほか、広報車などの利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人の感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発をするとともに、感染者の人権に配慮した冷静な対応を促すメッセージを発出する。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい情報提供・共有を行うよう努める。（広報・情報・交通班）

② 市は、市ホームページに新型インフルエンザ等に関する情報とあわせて、政

府関係省庁、県等の情報等をまとめて掲載する。（広報・情報・交通班）

- ③ 市は国・県等が設置する相談センターを市民等に広く周知する。（広報・情報・交通班）

3-1-2 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

新型インフルエンザ等のまん延を防止するために、県は、新型インフルエンザ等の患者等に対し、健康観察や自宅等からの外出をしないことその他の協力を求めることができる。市は、この期間の健康観察、物資の提供等の日常生活の支援の実施について、県から協力を求められることがある。

市は、県に協力するために必要があると認める場合には、新型インフルエンザ等感染症の患者に関する情報その他の情報の提供を求めることができる。

（健康危機管理班、福祉班）

3-2 基本的方針

3-2-1 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 対策を進めていく上で、市民等の理解や協力を得るために、国・県からの情報を提供するだけでなく、市に寄せられた意見、広聴事業等を通じて市民等の反応や関心を把握し、その時の市民ニーズに合致した情報を提供するように努める。（広報・情報・交通班）

- ② 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。（健康危機管理班）

3-2-2 偏見・差別等への対応

感染症は誰でも感染する可能性があり、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見・差別、感染者の個人特定等は、許されるものではないこと等について、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県等の各種相談窓口の情報を整理し、市民等に周知する。（広報・情報・交通班）

3 まん延防止

(1) 準備期

ア 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、国、県の方針を踏まえ、対策の実施に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、県と連携して市民や事業者の理解促進に取り組む。

イ 所要の対応

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、県の相談センター（未設置の間は安房保健所）に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。（健康推進課）

- ② 市は、県と連携し、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。（全部局）

(2) 初動期

ア 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

イ 所要の対応

2-1 国内でのまん延防止対策の準備

市は、国からの要請を受けて、事業継続計画に基づく対応の準備を行う。(全部局)

(3) 対応期

ア 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

イ 所要の対応

3-1 基本的な感染対策の徹底

市は、県と連携し、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。(全部局)

3-2 外出等に係る県の要請の周知

市は、県が実施するまん延防止等重点措置や緊急事態措置に基づく外出自粛要請等について、地域の感染状況に応じて、市民等へ周知する。(広報・情報・交通班、健康危機管理班)

3-3 公共施設の使用制限

市は、県が実施する緊急事態措置(施設の使用制限・停止等)に基づき、地域の感染状況に応じて、公共施設の使用制限(人数制限や無観客開催)や休館措置を実施する。(行財政班、商工観光対策班、教育班)

3-4 学校の臨時休業

市は、市が所管する学校・幼稚園等について、県の要請に基づき、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖又は休校)等の措置を地域の感染状況等を踏まえ、適切に実施する。(教育班)

3-5 保育施設の臨時休業

市は、市が所管する保育所、子ども園等の保育施設について、地域の感染状況等を踏まえ、臨時休業等の措置を適切に実施する。(教育班)

4 ワクチン

(1) 準備期

ア 目的

市は、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び県のほか、医療機関や事業者等と連携し、必要な準備を行う。

イ 所要の対応

1-1 ワクチンの接種に必要な資材

市は、予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合には速やかに確保できるよう準備をする。

- ① 接種券等の発行・郵送及び電子的発行に係る受託事業者の把握
- ② 集団接種を行う場合の医薬品・医療廃棄物の取扱事業者の把握
- ③ ワクチンを保管・搬送するための資材
- ④ ワクチンの予約管理及び接種記録の管理をするためのパソコン、ソフト等

このうち①～②は平時から事業者を把握しておく。③～④については、ワクチンの保管方法や接種対象者等に応じて異なることからあらかじめ準備することは困難だが、有事に速やかに手配できるよう事業者情報を把握する。

集団接種に必要となる可能性のある資材は、新型コロナウイルスワクチン接種の集団接種時の資材を参考に、アナフィラキシー対応薬剤等については、その時に安房医師会の知見を参考に準備する。(健康推進課)

1-2 ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するにあたっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者を把握するほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、市内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。(健康推進課)

1-3 基準に該当する事業者の登録等(特定接種の場合)

1-3-1 登録事業者の登録に係る周知

県及び市は、特定接種について、国が事業者に対して登録作業に係る周知を行うに当たり、必要な協力をする。(健康推進課、他関係各課)

1-3-2 登録事業者の登録

県及び市は、国が登録事業者の登録を行うに当たり、必要な協力をする。（健康推進課、他関係各課）

1-4 接種体制の構築

1-4-1 接種体制

市は、安房医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。（健康推進課）

1-4-2 特定接種

① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、本市を実施主体として、原則として集団的な接種を実施することになるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制を構築しておくことが求められる。また、登録事業者のうち、住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制が構築されていることが登録要件とする。

市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、体制を構築する。（総務課、議会事務局、健康推進課）

② 特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛に人数を報告することとなっているため、市職員等については市で把握して報告する。（総務課、健康推進課）

1-4-3 住民接種

平時から、以下のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

① 速やかにワクチンを接種するための体制

新型インフルエンザ等感染症が流行し、その予防接種として住民接種を行うことが決まった場合は、従前の予防接種担当部署とは別に、新型インフルエンザ等のワクチン接種を専門に担当する部署を設置する。（総務課）

（ア）市は、住民接種については、国及び県の協力を得ながら、希望する市民等が速やかに接種するための体制の構築を図る。

準備期には、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にし、安房医師会及び医療機関等と連携し、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう、接種の流れを確認する。（健康推進課）

- i 接種対象者数
- ii 従事する市職員等の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、県及び市町村間や、安房医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する住民への周知方法の策定

(イ) 医療従事者や高齢者施設等の従事者、高齢者等の接種対象者を推計しておく等、住民接種のシミュレーションをしておく。また、高齢者施設の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係部署と連携し接種体制を検討する。(健康推進課)

(ウ) 個別医療機関での接種を主として行うが、被接種者が多くかつワクチンの供給が十分に見込まれる場合には、集団接種も併せて検討する。いずれの場合においても、安房医師会及び医療機関の協力のもと、速やかに接種体制が構築できるよう、事前に合意を得るよう努める。(健康推進課)

(エ) 集団接種会場の確保にあたっては、被接種者の動線が交差することがないように配置するほか、十分な待合スペース等を確保できるよう施設ごとの受け入れ可能数を想定する。(健康推進課)

② 市は、円滑な接種実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、市外の自治体等における接種を可能にするよう取組を進める。(健康推進課)

③ 市は、希望する者が速やかに接種できるよう、安房医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。(健康推進課)

※ 考えられる対象者の区分は表1 のとおり。(令和8年4月1日の人口により算出)

表1 接種対象者の試算方法の考え方

新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドラインより

	住民接種対象者試算方法		南房総市の人数	備考
--	-------------	--	---------	----

総人口	人口統計（総人口）	A	33,117人	
基礎疾患のある者	人口の7%	B	2,318人	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	65人	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	529人	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	84人	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	168人	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	2,380人	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	16,007人	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	11,566人	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算

1-5 情報提供・共有

市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行い、市民等の理解促進を図る。（健康推進課）

1-5-1 住民への対応

2019年に世界保健機関（WHO）が発表した「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy（予防接種を受けられるにも関わらず、予防接種を躊躇したり拒否したりすること）」が挙げられ、予防接種におけるコミュニケーションの重要性が指摘されている。予防接種について、市民の考えは様々であることに配慮しながら、平時から定期予防接種について、被接種者や小児の場合にはその保護者等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び情報提供の対応を進める。（健康推進課）

1-5-2 市における対応

市は、県の支援を受け、定期の予防接種の実施主体として、安房医師会等の関係団体との連携のもとに、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供を行う。（健康推進課）

1-5-3 庁内連携

予防接種施策の推進にあたっては、医療関係者及び市の人事・介護・障害等の部局との連携を図りながら進める必要がある。また、児童生徒に対する予防接種施策の推進にあたっては、学校保健との連携が不可欠である。従前から行っている就学時健診での定期予防接種の勧奨など、引き続き予防接種施策の推進に努める。（全部局）

1-6 DXの推進

- ① 市は、平時に活用している予防接種関係のシステム（予防接種台帳のシステム）が、国が整備するシステム基盤と連携することで予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示すシステムに関する標準仕様書に沿って当該システム環境を整備する。（業革情報室、健康推進課）
- ② 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種通知を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるように準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては紙の接種券を郵送する等、通知方法に配慮する。（健康推進課）
- ③ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるように、また、マイナンバーを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。（健康推進課）

新型コロナウイルス対策の経験から

新型インフルエンザ等のワクチン接種を専門に担当する部署を設置する場合には、次のような体制が望ましい。

・ワクチン接種班体制(3名)

内訳 事務担当者2名のうち1名 意思決定ができる立場の者(係長クラス)
事務担当者2名のうち1名 契約事務及び情報系事務に精通している者
保健師1名

・ワクチン接種班専用のアドレス、電話回線が必要

大量の県や国からのメールが来るため

・接種班は別室がよい

・ワクチンの供給は、配送も担える業者がよい

(2) 初動期

ア 目的

市は、準備期から強化した接種体制等を活用し、国及び県と連携しながら、速やかな予防接種へとつなげる。

イ 所要の対応

2-1 接種体制

住民接種を行うことが見込まれる場合は、従前の予防接種担当部署とは別に、新型インフルエンザ等のワクチン接種を専門に担当する部署を設置するための組織・人員体制の検討と準備を行う。(行財政班)

2-1-1-1 予防接種の準備

市又は県は、国と連携して、接種体制の準備を行う。(健康危機管理班)

2-1-1-2 接種体制の構築

新型インフルエンザ等のワクチン接種を行うことが決まった場合には、市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。(健康危機管理班)

2-1-2 ワクチンの接種に必要な資材

市は、(1) 準備期 1-1 において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。(健康危機管理班)

2-1-3 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、安房医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて安房医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。(健康危機管理班)

2-1-4 住民接種

① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の通知方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。(健康危機管理班)

② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定してい

る業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。(行財政班、全部局)

- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び福祉事務所、市介護保険担当課、障害保健福祉担当課と保健衛生担当課が連携し対応する(調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険担当課や障害保健福祉担当課又は都道府県の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は保健衛生担当課と連携し行うこと等)。接種に当たっては、接種会場のスタッフや、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。(健康危機管理班)
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は安房医師会等の協力を得て、その確保を図る。(健康危機管理班)
- ⑤ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、安房医師会、近隣市町、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健センター、学校等の公共施設等、医療機関以外の会場を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。(健康危機管理班)
- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局等、安房医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。(健康危機管理班)
- ⑦ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。(健康危機管理班)

- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどを検討する。（健康危機管理班）
- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ安房医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ会場内の従事者について役割を確認するとともに、安房医師会や安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部（以下「安房郡市消防本部」という。）、地域の医療機関が、共有と調整を行い、適切な連携体制を確保する。また、必要物品については、会場の希望やレイアウトを踏まえて必要数を検討する。（健康危機管理班）

表2 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・ AED（自動体外式除細動器）	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】 <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】 <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所には、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。（健康危機管理班）
- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。（健康危機管理班）

(3) 対応期

ア 目的

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。
また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

イ 所要の対応

3-1 ワクチンや必要な資材の供給

- ① 市は、厚生労働省からの要請を受け、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
(健康危機管理班)

- ② 市は、厚生労働省からの要請を受け、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じてワクチンの割り当てを行う。(健康危機管理班)

- ③ 市は、厚生労働省からの要請を受け、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県が中心に行う関係者に対する聴取や調査等により管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。(健康危機管理班)

- ④ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行うための調整を県に依頼する。(健康危機管理班)

3-2 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。(健康危機管理班)

3-2-1 特定接種

3-2-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、緊急の必要がある

と認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て、特定接種を行う。(健康危機管理班、行財政班、議会班)

3-2-2 住民接種

3-2-2-1 予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請を受け、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。(健康危機管理班)
- ② 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。(健康危機管理班)
- ③ 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものを含む。)等を確保する。(健康危機管理班)
- ④ 市は、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適切な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。(健康危機管理班)
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討する。(健康危機管理班)
- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市介護保険担当課等、安房医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。(健康危機管理班)

3-2-2-2 接種に関する情報提供・共有

- ① 市は、予約受付体制を構築し接種を開始するとともに、国からの要請を受け

て、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。(健康危機管理班)

- ② 市が行う接種勧奨は、整備された情報基盤を介して、接種対象者マイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な市民には、紙の接種券を発行すること等により、接種機会を逃すことのないように対応する。(健康危機管理班)
- ③ 接種会場や接種開始日等について、接種対象者に対し、スマートフォン等を通じて電子的に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知する。
なお、電子的に情報を収集することが困難な市民もいることから、紙媒体での周知を実施する。(広報・情報・交通班、健康危機管理班)

3-2-2-3 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険担当課等や安房医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。(健康危機管理班)

3-2-2-4 接種記録の管理

国、県及び市は、地方公共団体間にて接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。(健康危機管理班)

3-3 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、国の疾病・障害認定審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。(行財政班、健康危機管理班)
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村である。(健康危機管理班)
- ③ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。(行財政班、健康危機管理班)

3-4 情報提供・共有

- ① 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国及び県が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。（健康危機管理班）
- ② 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。（健康危機管理班）
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。（健康危機管理班）

3-4-1 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。（行財政班）

3-4-2 住民接種に係る対応

- ① 市は、実施主体として、市民等からの基本的な相談に応じる。（健康危機管理班）
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。（広報・情報・交通班、健康危機管理班）
 - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、市は次の点に留意する。（広報・情報・交通班、健康危機管理班）
 - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。

- b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
- c 接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝える。

5 保健

(1) 準備期～(2) 初動期

ア 目的

市は、県から提供される感染症に係る情報を市民等と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

イ 所要の対応

1-1 県の人材確保への協力

市は、流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される保健所における業務量に対応するため、県から要請があった場合は、応援派遣に協力する。（総務課、健康推進課）

1-2 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

市は、県と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。（全部局）

(3) 対応期

ア 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

イ 所要の対応

3-1 主な対応業務の実施

3-1-1 健康観察及び生活支援

① 市は、県が実施する健康観察に協力する。(健康危機管理班)

② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。
(健康危機管理班)

6 物資

(1) 準備期

ア 目的

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、県及び市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

イ 所要の対応

1-1 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。（健康推進課）

- ② 安房郡市消防本部は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。（安房郡市消防本部）

- ③ 市民に対し、マスク等の感染症対策物資、食料品、生活必需品の備蓄等、災害対策も兼ねて、平時からの準備と適切な管理を勧奨する。（全部局）

(2) 初動期～(3) 対応期

ア 目的

県は、感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、県民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

イ 所要の対応

2-1 円滑な供給に向けた準備や緊急物資の運送等

県が行う感染症対策物資の供給や緊急物資の運送等について、市は、必要に応じ、県に協力する。(健康危機管理班)

7 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 準備期

ア 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のために必要となる可能性が高い感染対策等の準備等を呼びかける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、市民・事業者等がそれぞれの役割を果たすことにより、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

イ 所要の対応

1-1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。(全部局)

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方、外国人等も含め、支援対象に迅速に情報が届くようにすることに留意する。(全部局)

1-3 物資及び資材の備蓄等

① 市は、市行動計画に基づき、「6 物資」の1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(消防防災課、健康推進課)

② 市は、市民や事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(消防防災課、健康推進課)

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

① 市は、国・県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。(社会福祉課、高齢者支援課、子ども教育課)

- ② 県及び市は、各地域における官民連携の支援体制の確立や連絡網を整備する等速やかな連絡体制の構築に努める。(社会福祉課、高齢者支援課、健康推進課、子ども教育課)

1-5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、県や近隣市町と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

また、戸籍事務担当部署等の関係機関との調整を行うものとする。(市民課、安房郡市広域市町村圏事務組合)

(2) 初動期

ア 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

イ 所要の対応

2-1 事業継続に向けた準備等の要請

市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を実施するように要請する。（商工観光対策班）

2-2 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼びかけ

市は、市民等に対し、食料品や生活必需品その他の市民生活との関連性が高い物資の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。（商工観光対策班）

2-3 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、県及び近隣市町と連携しながら、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備をする。あわせて、遺体の保存作業に必要な人員等の確保についても準備を進める。（戸籍班）

(3) 対応期

ア 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

イ 所要の対応

3-1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 生活関連物資等の安定供給に関する市民等への呼び掛け

市は、市民等に対し、食料品や生活必需品その他の市民生活との関連性が高い物資の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。（広報・情報・交通班、商工観光対策班）

3-1-2 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（全部局）

3-1-3 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（福祉班、病院班、戸籍班）

3-1-4 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（教育班）

3-1-5 サービス水準に係る市民への周知

市は、県等と連携し、市民等に対し、新型インフルエンザの感染拡大時に、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性について周知する。（広報・情報・交通班）

3-1-6 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民生活及び社会経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国や県が行う取組みに必要な協力を行う。(商工観光対策班)
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(商工観光対策班、福祉班)
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。(商工観光対策班)
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資、若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、国や県が行う、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、その他の法令の規定に基づく措置に必要な応じて協力する等、適切な措置を講ずる。(商工観光対策班)

3-1-7 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、県を通じて国からの要請を受けた場合、近隣市町と連携し、可能な限り火葬炉を稼働するよう安房郡市広域市町村圏事務組合に要請する。(戸籍班)
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。(戸籍班)
- ③ 市は、県の要請を受けて、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携を図り、遺体の搬送及び火葬作業に当たる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等の物資を確保することに努めるとともに、火葬場の火葬能力を最大限に発揮させるため、速やかに体制の整備や物資の配備に努める。(戸籍班)
- ④ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力を行う。(戸籍班)

- ⑤ 市は、安房郡市広域市町村圏事務組合の区域内で火葬を行うことが困難となった場合には、県に対して広域火葬の要請を行う。（戸籍班）
- ⑥ 市は、県を通じた国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
なお、国からの要請がなくとも、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県に報告するとともに、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。（戸籍班）
- ⑦ 市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。（戸籍班）
- ⑧ 臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。（戸籍班）
- ⑨ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。（戸籍班）

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。（商工観光対策班）

3-2-2 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

市は、安房郡市広域市町村圏事務組合水道部と連携し、新型インフルエンザ等

緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。(施設・環境対策班、安房郡市広域市町村圏事務組合水道部)

(参考)

用語集

用語	内容
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定により県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する県と県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
インフォデミック	信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況
衛生研究所等	地域保健法第26条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う県等の機関をいう。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	市行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
基本的対処方針	特措法第18条の規定により、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
事業継続計画(BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるとき

	に、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定（地方）公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査の提供体制の確保や、宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
県等	県及び保健所設置市（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に定める市）。
国立健康危機管理研究機構（J I H S）	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7年（2025年）4月に設立された。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定（地方）公共機関。電気、ガス、空港管理、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定により、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条

	第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
積極的疫学調査	感染症法第15条の規定により、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	県、市町村、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定により、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。

パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する県等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。
ICT	Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。